

南相馬市条例第 号

南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例

南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第186号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立 鹿島幼稚園	【略】	南相馬市立 鹿島幼稚園	【略】
南相馬市立 高平幼稚園	【略】	南相馬市立 上真野幼稚園	南相馬市鹿島区山下字中ノ内273 番地1
南相馬市立 大甕幼稚園	【略】	南相馬市立 高平幼稚園	【略】
		南相馬市立 大甕幼稚園	【略】
		南相馬市立 太田幼稚園	南相馬市原町区益田字塩釜61番 地
		南相馬市立 石神第一幼 稚園	南相馬市原町区北長野字北原田2 88番地
		南相馬市立 石神第二幼 稚園	南相馬市原町区大木戸字西原1番 地

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。